

宿泊約款

第 1 条(適用範囲)

1. 当ホテルが、(1)当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者との関係の規律、並びに、(2)宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約の内容は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された習慣によるものとしします。
2. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする方、及び、当ホテルの宿泊客は、この約款の内容を了解かつ承諾し、何らの異議も述べず遵守するものとしします。
3. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で宿泊客との特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その宿泊客との間においてのみ当該特約が優先するものとしします。
4. 当ホテルで得た個人情報、当社の定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱います。

第 2 条(宿泊契約の申し込み)

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を真実に基づき当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1)宿泊者名
 - (2)宿泊日及び到着予定時刻
 - (3)宿泊料金(原則として別表第 1 の宿泊料金による)
 - (4)その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとしします。ただし、前条の申し込みに際して虚偽の事項が申告等されたことが判明したときは、この限りではありません。
2. 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊料金の申し込みをされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金とその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかに宿泊契約の申し込みをされた者にその旨の通知を差し上げます。
3. 第 1 項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊客は当ホテルに対し、宿泊期間(3 日を超えるときは 3 日間)の宿泊料金を限度として、当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただく必要があります。
4. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、当ホテルは宿泊客に対し、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
5. 宿泊客が当ホテルに対し、第 3 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までに お支払いいただく

けない場合は、何らの通知催告等も要せず、宿泊契約は当然にその効力を失うものとします。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条第3項の規定にかかわらず、当ホテルは、宿泊契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第3項の申込金の支払いを求めなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第4条の2(施設における感染防止対策への協力の求め)

1. 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができ、宿泊しようとする者は、同条第4項に基づきこれに協力しなければなりません。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - (1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき(申し込みに際してこの約款に対する違反がある場合を含む)。
 - (2)満室により客室に余裕がないとき。
 - (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると当ホテルが判断するとき。
 - (4)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると当ホテルが判断するとき。
 - イ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力
 - ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき
 - (5)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6)宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2項第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
 - (7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。(但し、宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は、合理的な範囲を超える負担であるか否かの判断に際し、当ホテルはしかるべき配慮をします。)
 - (8)宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (9)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (10)都道府県等が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
 - (11)宿泊の申し込みをした者が、予約した部屋につき、転売や有料での斡旋など自己の利益を図る目的を秘して

申し込みをしたとき。

(12) 宿泊しようとする者が、過去に当ホテルとの間において、当ホテル関係者(役職員、宿泊客及び取引業者等を含むがこれらに含まれない)に対して何らかの問題を惹起したことがあるとき。

(13) 以上に準じ、当ホテルが、宿泊しようとする者の宿泊を認めることを相当でないと判断するとき。

第 5 条の 2(宿泊契約締結の拒否の説明)

1. 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第 6 条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、本条の規定にしたがって、当ホテルに申し出て、宿泊契約の全部又は一部を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により(宿泊客都合の場合を含みますが、これに限られません。)宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 3 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 10 時(あらかじめ、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 1 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、当ホテルの任意の判断によって、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。かかる当ホテルの判断及び処理に対し、当該宿泊客は何らかの主張も請求することができません。

第 7 条(当ホテルの契約解除権)

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約の全部又は一部を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力

ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(但し、宿泊客が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は、合理的な範囲を超える負担であるか否かの判断に際し、当ホテルはしかるべき配慮をします。))。

- (6) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負荷が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 都道府県等が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
 - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
 - (10) 宿泊客が、当ホテル関係者(役職員、宿泊客及び取引業者等を含むがこれらに含まれない)に対して何らかの問題を惹起したとき。
 - (11) 以上に準じ、当ホテルが、宿泊契約の維持を認めることを相当でないと判断するとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第 7 条の 2(宿泊契約解除の説明)

1. 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることが出来ます。

第 8 条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を真実に基づき登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただき、当ホテルが相当と認める方法によってその記録を保持するほか、当ホテルが必要と認める場合には、当ホテルが相当と認める金額のデポジットを預からせて頂くことができます。

第 9 条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、宿泊契約締結に際して当ホテルが決定し、宿泊客に提示した使用開始時刻(チェックイン可能時刻)から使用終了時刻(チェックアウト期限時刻)までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、当ホテルが任意に定め、宿泊客に対して提示する延長料金を申し受けます。
3. チェックアウト期限時刻のいかんにかかわらず、チェックアウト手続完了をもって、宿泊客は客室の使用ができなくなります。

第 10 条(利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定め、ホテル内での提示等の適宜の方法により公開している利

用規則に従っていただきます。宿泊客は当ホテルに対し、随時当ホテルの利用規則の提示を求めることができ、利用規則の内容を把握していないことを免責等の根拠として主張することができません。

第 11 条(営業時間)

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間はパンフレット、各所の提示等で御案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、当方が適当と認める方法をもって宿泊客に対してお知らせします。

第 12 条(料金の支払い)

1. 宿泊客が当ホテルに支払うべき宿泊料等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨(日本円)又は宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法で、当ホテルが受け入れ可能と判断するものにより、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。なお、当ホテルは、外国通貨、暗号資産による支払いは受け入れ不可としております。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条(当ホテルの責任)

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により、悪意又は重過失によって宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
2. 当ホテルが本契約に基づいて負う損害賠償債務(債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任のいずれであるか問わない)の金額は、当該損害が生じた際に宿泊客が当ホテルに対して支払った宿泊料金等の総額(但し、消費税相当部分を除く)を上限とします。
3. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当ホテルは、当ホテルの責めに帰すべき事由によって宿泊客に契約した客室を提供できないときは、できる限り同等条件による他の宿泊施設をあっ旋するよう努めるものとします。但し、宿泊客がかかるあっ旋を希望せず、自ら他の宿泊施設を探索することを希望した場合には、この限りではありません。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、別表第2記載の違約金相当額の補償料を宿泊客に支払います。この補償料は、損害賠償額の予定の法的性質を有します。また、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条(寄託物等の取扱い)

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、商法の規定にしたがい、当ホテルは、当ホテルの付保する保険約款に則り損害の賠償を致します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品であってフロントにお預けにならなかったものについて滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその責任を負いかねます。ただし、当ホテルの悪意又は重過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、当ホテルの付保する保険約款に則り損害を賠償します。

3. 当ホテルでは、美術品、骨董品及び楽器等のお預かりは致しかねます。これらの他にも、当ホテルの判断により、物品等のお預かりを致しかねる場合があります。

第 16 条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられ、これを当ホテルが発見した場合は、原則として発見日を含めて当ホテルが定める一定期間保管し、最寄りの警察署に届けます。なお、当ホテルはかかる事態に際し、宿泊客が第8条にしたがって登録した連絡先に対してのみ連絡すれば足りるものとします。

第 17 条(駐車責任)

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当ホテルは駐車場所を宿泊客の宿泊中にのみ一時お貸しするものであり、宿泊客の車両をお預かり等するものではなく、車両の管理責任や第三者による加害の防止等の義務は一切負いません。

第 18 条(宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
宿泊客が、当ホテルの内外において、当ホテル以外の第三者等(他の宿泊客を含みますが、これに限られません)と紛争等になった場合、宿泊客の責任において解決するものとし、当ホテルはその解決等の責任を負いません。

第 19 条(免責事項)

1. 当ホテル内外からのコンピューター通信(当ホテルのネットワークやインターネット接続サービスを利用する場合を含むが、これに限らない)のご利用にあたりましては、宿泊客自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断したり、その他コンピューターウイルスに感染したりするなど、宿泊客がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、宿泊客によるコンピューター通信のご利用について、当ホテルや第三者等に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第 20 条(本約款の変更)

1. 当ホテルは、次に掲げる場合には、本約款を変更し、これを第2項にしたがって周知することにより、変更後の本約款の条項について合意があったものとみなし、個別に宿泊客と合意をすることなく宿泊契約の内容を変更することができるものとします。
 - (1)本約款の変更が、宿泊客の一般の利益に適合するとき
 - (2)本約款の変更が、宿泊契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして相当なものであるとき
2. 当ホテルは、本約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本約款を変更する旨及び変更後の

本約款の内容並びにその効力発生時期を、インターネットの利用その他の適切な方法によって周知するものとします。

第 21 条(管轄裁判所)

1. 宿泊契約に関して紛争が生じ、起訴等の法的手続が必要となりました場合には、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第 1 審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 22 条(準拠法及び言語)

1. 本約款その他の利用規則等の有効性、解釈及び履行については日本国法に準拠するものとします。
2. 本約款その他の利用規則等は多言語にて作成されておりますが、すべて日本文のみを正とします。日本文以外のものは、すべて参照用にすぎません。日本文と、日本文以外のものとの間に矛盾抵触等がある場合には、常に日本文のみに従って内容が確定されます。

第 23 条(カスタマーハラスメント行為)

1. 当ホテルの従業員等(地位、身分、契約形態のいかんを問わず、当ホテルにおいて当ホテルの業務に従事するものを広く含みます)に対して、カスタマーハラスメントが行われた場合には、宿泊客に対するサービス提供をお断りさせていただきます。さらに当ホテルが悪質と判断した場合は、警察・弁護士等に連絡の上、法的措置等含めた厳正な対処を行います。

2. カスタマーハラスメントの定義は、以下のとおりとします。

要求内容の妥当性が認められないもの、要求を実現するための手段・様態として、社会通念上相当な範囲を超える言動・行動

なお、以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

- (1) 合理的理由のない謝罪の要求
- (2) 過剰または不合理な要求
- (3) 社会通念上、過剰なサービスの提供の要求
- (4) 身体的な攻撃(暴行、傷害)
- (5) 精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言)
- (6) 威圧的な言動
- (7) 継続的な、執拗な言動
- (8) 拘束的な言動(長時間の拘束【居座り、電話、その他業務に支障を及ぼす行為】)
- (9) 差別的な言動
- (10) 性的な言動(セクシャルハラスメント)
- (11) 従業員個人への攻撃、要求
- (12) 正当な理由なく合意を得ずに行う録音・録画
- (13) SNS やインターネットでの誹謗中傷、虚偽の情報提供や拡散
- (14) 正当な理由のない商品交換、金銭保障の要求、謝罪の要求

第 24 条(その他)

- 1.当ホテルでは消防法の定めにより火災報知機を館内各所に設置しており、火災、その他の理由により報知器が感知した場合、館内放送が流れることがあります。館内放送によりお客様が被害等を被った場合であっても、当ホテルは一切の責任を負いません。
2. お客様の安全の観点から、客室のドアに「Do not disturb/起こさないでください」(これに準ずる内容のものを含みます)のカードを提示されている場合、長時間に渡ってお客様と連絡が取れていない場合には、ホテル従業員が客室への電話連絡や客室前での呼び出しを行います。また、応答がない場合や緊急時など、当ホテルが必要と判断した場合は、やむを得ず客室に入室を行いますのでご了承ください。
3. 客室内や敷地内で許可なく営業上の目的で写真やビデオ等あらゆる機器による撮影および録音は、当ホテルは許容していません。また、私的に撮影及び録音されたものであっても、許可なく営業上の目的でインターネット上に掲載する行為や各種 SNS を使用した配信行為等はなさないでください(ライブ配信も含みます)。場合により、法的措置の対象となることがあります。
4. ご来館客と客室内でのご面会等は、当ホテルは許容していません。本約款第 2 条により登録された宿泊客(同伴者含む)以外の客室内での面会、及び宿泊させることはお断り申し上げます。
5. お客様宛に届いた物品等をホテルが代わりに受け取る場合、その品物の減失・毀損等についてホテルでは当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、一切の責任を負いません。
6. 当ホテル施設の住所を住民登録として居所申請を行うことはお断りいたします。なお、滞在の証明は「宿泊証明書」の発行をもって行い、「居住証明書」の発行はいたしません。

(以下余白)

別表第 1 宿泊料金の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

宿泊客が支払うべき総額	内 訳
宿泊料金	基本宿泊料(室料)
追加料金	延長料金、その他の利用料金
税金	消費税/宿泊税/入湯税

備考

- ・税法が改正された規定によるものとします。
- ・ホテル所在地の自治体が宿泊税を導入している場合には、宿泊税を申し受けます。
- ・温泉があるホテルは、入湯税を申し受けます。

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

ご予約を取り消される場合は、ご利用日を起算日として、下記の違約金を申し受けます。

尚、違約金はお見積り金額に対して算出いたします。

項 目		キャンセル受付日				
		不 泊	当 日	前 日	9 日前	20 日前
宿 泊	一 般 14 名まで	100%	80%	20%	—	—
	団 体 15 名～99 名まで	100%	80%	40%	10%	—
	団 体 100 名以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注)

- *1 %は宿泊料金に対する違約金の比率です。
- *2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。
- *3 団体客(15 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前(その日より後に申込をお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の 10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。
- *4 日程変更の場合も、①当該日程のキャンセル②他日程のご予約という手続きを取らせていただき、上記キャンセル規定の適用対象となります。
- *5 上記内容につきましては、変更の可能性がございますので、予めご了承ください。

ご利用規則

当ホテルでは、お客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第 10 条に基づいて、次の通り利用規則を定めております。もし遵守いただけない場合には、宿泊約款第 7 条により客室及び当ホテル内の諸設備のご利用をお断り申し上げることがございます。また、このご利用規則を守れないことによって生じた事故については、当ホテルは責任を負いかねますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲出、またはホームページ内に掲載した利用規則に従っていただきます。

- 廊下及び客室内で暖房用、炊事用の火器及びアイロン等の持ち込みはご遠慮ください。
- ベッドの中など火災の原因となり易い場所での喫煙はご遠慮ください。
- 館内の決められた場所以外での喫煙はなさらないでください。その他火災の原因となるような行為はなさらないでください。なお、禁煙室内で喫煙(電子タバコ含む)、及び吸殻が確認された場合は客室脱臭作業のほか、寝具、カーテン、壁紙等のクリーニング費用等、原状に復する費用として実費を請求させていただきます。
- お部屋からの「避難経路図」は各客室ドア内側に表示してありますのでご確認ください。
- ご滞在中、お部屋から出られる時には施錠をご確認ください。(当ホテル自動施錠になっております。)
- ご滞在中、特にご就寝中はドアガード・内鍵をおかけください。ご来客があった場合には不用意に開扉なさらずドアスコープでご確認ください。万一、不審者と思われる場合には速やかにフロントまでご連絡ください。
- お客様から清掃は不要である旨のご要望をいただいた場合であっても、衛生上の観点より、3 泊後毎に 1 回は客室の清掃を行わせていただきます。但し、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室の清掃を行わせていただきます。また、清掃日以外でも客室メンテナンス、法令点検、緊急時には入室させていただくことがございます。本項の客室清掃について、お客様にはこれを拒否できないものとします。
- ご訪問客とのお部屋でのご面会をご遠慮ください。
- ご滞在中の現金・貴重品はフロントにお預けいただきますようお願いいたします。上記の手続きをおとりにならず、現金または貴重品を紛失したり破損・盗難にあわれたりしましても、その損害の賠償はいたしかねますのでご了承ください。但し、以下の物品のお預かりはいたしかねます。
 - (1)美術品、骨董品ならびに楽器等、価値が不明瞭な品物
 - (2)パソコンや携帯電話等の情報記録装置を有する機器
 - (3)顧客名簿等の個人情報に関わる物品

●原則としてお預かりしましたお忘れ物・遺失物は特にご指定のない限り、法令に基づいてお取扱いさせていただきます。

●お買い物代・航空券・列車、バス等の切符代・タクシー代・郵便切手代・お荷物発送料等のお立替はお断りさせていただきます。

●次に掲げる組織、個人については、当ホテルのご宿泊及び館内諸施設のご利用をお断りします。

㊸暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者

㊹暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者

㊺反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者

㊻暴行、傷害、脅迫、恐喝、暴力的要求行為又は合理的な範囲を超える負担の要求及びこれに類する行為が認められる場合

㊼泥酔者等、他のお客様に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

㊽ホテル利用規則の違反について、当ホテルより注意を受けて直ちにその行為を止めなかった者

(1)前㊸から㊻に該当する場合は、その時点以降、一切のご利用をお断りさせていただきます。

(2)伝染病等他のお客様に不快感をあたえたり、迷惑をおかけしたりするような疾病をお持ちの方のご宿泊はお断りさせていただくことがあります。

●館内及び客室内で声高、放歌又は喧騒な行為等で、他のお客様に不快感を与えたり、迷惑をかけたりすることは、ご遠慮ください。

●廊下及び客室内に次のようなものを持ち込むことはご遠慮ください。

㊸動物、鳥類等の生物あるいはペット類。(但し、盲導犬、介助犬、聴導犬はこの限りではありません)

㊹著しく多量の品物。

㊺著しく悪臭を発するもの。

㊻火薬や揮発油など発火或いは引火しやすいもの。

㊼適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類。

●廊下及び客室内で賭博や風紀・治安を乱すような行為、他のお客様に迷惑となったり、不快感を与えたりするような行為は、ご遠慮ください。

●外来者を客室内に引入れたり、客室内の諸施設、諸物品などを使用させたりすることはご遠慮ください。

●館内の諸設備、諸物品を移動、持ち出し又はその目的以外の用途に使用することはご遠慮ください。

●ホテルの建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更したりするような加工をすることは、ご遠慮ください。

- 当ホテルに許可なくお部屋やロビーでの営業行為など、ご宿泊以外の目的にご使用なさないでください。
- 緊急時案あるいはやむを得ない事情が発生しない限り、ホテル従業員エリア・非常階段・屋上・機械室等の制限区域内へのお客様の立ち入りはご遠慮ください。
- 不可抗力以外の事由により建造物・家具・備品・その他の物品を損傷・汚染又は紛失された場合には相当額を弁償していただくことがございます。
- ホテル内で他のお客様に広告物を配布したり、物品を販売したりすることは、ご遠慮ください。
- 廊下やロビーなどに所持品を放置することはご遠慮ください。
- 飲食物の出前は、原則フロント・ロビーにて受け渡しを頂くようお願いいたします。

食事、宴会、懇親会、会場に対するキャンセル規定

ご予約を取り消される場合は、ご利用日を起算日として、下記のキャンセル料を申し受けます。

尚、キャンセル料はお見積り金額に対して算出致します。

項 目	キャンセル受付日							
	条 件	当 日	前 日	前々日	3～7 日前	8～14 日前	15～30 日前	1～2 か月 前
食 事	5 名以下	100%	50%	30%	-	-	-	-
	6 名～19 名	100%	80%	50%	30%	-	-	-
	20 名以上	100%	100%	80%	50%	30%	-	-
	or 全キャンセル							
宴 会・ 懇親会・ 飲み放題	5 名以下	100%	50%	30%	-	-	-	-
	6 名～19 名	100%	80%	50%	30%	-	-	-
	20 名以上	100%	100%	100%	50%	30%	-	-
	or 全キャンセル							
会 場	-	100%	100%	80%	50%	30%	20%	10%

※日数の算定は受付日の 17:00 までを当日扱いと致します。

※キャンセル数量の算定は、30 日前のご予約数量を基準と致します。

※会議室については 1 つから適用となります。

※日程変更の場合も、①当該日程のキャンセル ②他日程のご予約という手続きを取らせていただき、
上記キャンセル規定の適用対象となります。

※4 月を含むご予約につきましては、特別期キャンセル規定が適用になります。

※上記内容につきましては、変更の可能性がございますので、予めご了承ください。

特別期キャンセル規定

- 適用の期間:4 月を含むご予約
- 適用の範囲:ご予約の日程全体とさせて頂き、お見積り金額に対して申し受けます。日程変更の場合も、
①当該日程のキャンセル ②他日程のご予約という手続きを取らせていただき、下記キャンセル規定の適用
対象となります。

キャンセル受付日	ご請求の内容
実施日の 180 日前～31 日前	会場代の 30%
実施日の 30 日前～15 日前	会場代の 50%
実施日の 14 日前～8 日前	会場代の 70%
実施日の 7 日前～	会場代の 100%

※上記内容につきましては、変更の可能性がございますので、予めご了承ください。